

令和3年9月10日

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を踏まえた本市の対応について

■概要

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在の感染拡大状況を鑑み、国において、令和3年9月9日、埼玉県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が同年9月30日まで延長された。

これを受け、埼玉県から、同日に「埼玉県における緊急事態措置に基づく協力要請について」が示された。

そこで、本市では、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

1 市有施設の取扱いについて

期間：令和3年9月13日（月）から同年9月30日（木）まで

午後8時以降及び午後8時をまたぐ貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

上記のほか、原則、「埼玉県における緊急事態措置に基づく協力要請について」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。

なお、学校体育施設開放事業については、引き続き、休止とする。

2 市主催イベント等の取扱いについて

期間：令和3年9月13日（月）から同年9月30日（木）まで

市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。